

消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣について

講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 貴団体が主催される会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能です。
- ※ 会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会が効果的だと思われ
ますが、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や少人数での
複数開催などの対応も可能ですので、ご相談ください。

派遣する講師（財務省・国税職員）がご説明する事項（概要）

- ◇ 消費税のインボイス制度の概要と留意点 など
- ※ 消費税の軽減税率制度に関する質疑等にも対応させていただきます。
- ※ あわせて令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の見直しについて説明をご希望の
場合は、別紙申込書にその旨をご記入ください。なお、日程等の都合上、ご希望に添えな
いこともある旨、予めご了承ください。

説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。
(申込期限は設けておりません。)
- ◇ 講師派遣は、平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の日程を希望
される場合は前広にご相談ください。

講師派遣のお申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8916
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
担当 勝田
電子メール : katsuta-kouhei@mhlw.go.jp